

平成 30 年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定災害防止準備金制度について、準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加えた上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

※ 本特例措置を利用するためには、「様式第一 事業年度分の適用額明細書」及び「別表十二①特定廃棄物最終処分場の係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書」を添付する必要があり、これらの書類を提出していない場合には、手続上の不備が指摘され、特例措置を受けることができない可能性があります。この点について、事業者に対しては、今後の申請においては留意いただくよう周知のほど、お願ひします。

2. 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を 3 年延長することとされた。

3. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場_(※1)、P C B 廃棄物等処理施設_(※2)並びに石綿含有産業廃棄物等処理施設_(※3)に係る固定資産税の課税標準の特例措置_(※4)について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

※ 1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可又は第 9 条の 8 第 1 項の認定に係るもの。

※ 2 P C B 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

※ 3 石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

石綿含有産業廃棄物等は年々排出が増加すると予測されており、

これまでの石綿含有建築材料の出荷量から予測した将来の排出量は、今後ピークを迎える予想となっています。これらの適正な処理を推進するため、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願いします。

※4 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。

ごみ処理施設：1／2

一般廃棄物の最終処分場：2／3

P C B 廃棄物等処理施設：1／3

石綿含有産業廃棄物等処理施設：1／2（現行は1／3）

最終処分場に係る税制措置について

全国環境衛生・廃棄物関係課長会からの廃棄物行政に関する要望書（平成29年12月21日）において、「維持管理積立金制度について、維持管理積立金の未積立に対する罰則規定の創設や強制徴収に関する仕組みを構築するなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化をはかること。」との要望をいただいているところ、1.、2. 及び3. ともに事業者の経営の安定に資するものであり、ひいては確実な維持管理積立金の積立及び適正な処理につながることから、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願いします。